

# 就労証明書等

保育の利用を必要とする証明書

園名

保育園  
 幼稚園

(あて先) 美祢市長

児童の保育園・認定こども園入園にかかる保護者の就労状況等については下記のとおりです。

※就労証明書は、同時入所の場合は世帯で一部提出となります。

**内は必ず事業所・耕作従事者が記入して下さい。**

フリガナ		
児童氏名		
フリガナ		児童との続柄
被証明者		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<b>必要事由</b>	<b>必要な書類</b>
①	<input type="checkbox"/> 就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居住労働など、基本的にすべての就労を含む)	就労証明書 (下記①を記入)
②	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	母子手帳の写し
③	<input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障害	診断書・障害 (療育) 手帳
④	<input type="checkbox"/> 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	介護者・看護者の診断書 (状況の分かる書類)
⑤	<input type="checkbox"/> 災害復旧	申請書・罹災証明書等
⑥	<input type="checkbox"/> 求職活動	求職カード・雇用保険受給資格証等
⑦	<input type="checkbox"/> 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	在学証明書・学生証
⑧	<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること	配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書等
⑨	<input type="checkbox"/> 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	就労証明書 (下記①記入) 又は事業所指定の証明書等
⑩	<input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態として市が認める場合	市が必要と認める書類

①就労 ※48時間/月以上 ※下記内容は証明者が記入すること。訂正箇所は証明印での訂正が必要です。

## 【常勤・パート・内職】

常勤・パート・内職	勤務先名		勤務先 TEL	
	勤務先住所			
	仕事の内容			
	就労年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	育休取得期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	就労条件	1ヶ月あたり就労日数・時間	日・時間 / 月	
		勤務時間	<input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> シフト勤務 <input type="checkbox"/> 交代制 <input type="checkbox"/> 夜勤あり 時 分 ~ 時 分 上記枠内の方は、下記に他の勤務時間も記入して下さい。 時 分 ~ 時 分 ・ 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 ・ 時 分 ~ 時 分	
給与形態	<input type="checkbox"/> 月給 円 <input type="checkbox"/> 日給 円 <input type="checkbox"/> 時間給 円 ※見込み			

## 【自営・農業】 ※自営の方、農業で代表者の方は、確定申告書控え(写し)か営業証明書を添付してください。

自営	開業 (予定) 日	年 月 日	
	就労時間	時 分 ~ 時 分	
農業	耕作面積	田	反 畝 町
		畑	反 畝 町
	就労時間	時 分 ~ 時 分	

事業所・耕作従事者 証明欄	上記の者の就労について、上記のとおり証明します。		
	令和 年 月 日	(証明者) 住所	
		事業所名等	
		代表者名	印
		TEL :	※印はシャチハタ不可

## 必要書類添付場所

### ②妊娠・出産・・・産前産後2ヶ月の入園

母子手帳（写し）を添付 ※手帳表紙と出産予定日の分かるページの写し

### ③保護者の疾病・障害

診断書・障害/療育手帳（写し）を添付 ※手帳は名前・等級の分かるページの写し

### ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

介護者・看護者の診断書（状況が分かるもの）を添付

### ⑤災害復旧

罹災証明書（写し）を添付

### ⑥求職活動・・・3ヶ月の入園

※就労が決定次第、就労証明書の①を記入し提出後、継続入園となります。

求職カード/雇用保険受給資格証等（写し）を添付

### ⑦就学（職業訓練校等）

在学証明書/学生証（写し）を添付

### ⑧虐待やDVのおそれがあること

配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書等（写し）を添付

### ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要

①就労証明書内に記入されるか、事業所指定の育休証明等を添付

### ⑩その他

市へ内容をご相談後、市が必要と認める書類を添付

【記入上の注意】※保育園等→保育園・認定こども園（保育部分）をいいます。

この証明書は、保育園児童の家庭で保育の必要な状況（労働等の状況）を把握する書類で、保育園等への入園決定のほか長時間保育・土曜日保育の実施をする際の資料となりますので、下記の事項に留意し、正確に記入してください。また証明内容に変更があった場合は、必ず通園している保育園等または市役所窓口までご連絡ください。必要に応じて証明書の提出が必要になります。また認定申請書を提出して頂く場合もあります。

- 1 就労証明書は父・母（被証明者）それぞれの証明書が必要となります。
- 2 就労証明書は、**同時入所の場合は世帯で1部**提出となります。
- 3 保育の必要性が証明できない方については、保育園等に入園できません。
- 4 ①就労の記入については、事業所又は耕作従事者が記入してください。
- 5 自営・農業で被証明者が代表者の場合は確定申告書控え写しか営業証明書を添付してください。